

令和5年第2回(5月)大郷町議会臨時会会議録第1号

令和5年5月9日(火)

---

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	副町長	武藤浩道君
教育長	鳥海義弘君	参事(特命担当)	三浦光君
総務課長	熊谷有司君	財政課長	菅野直人君
まちづくり政策課長	高橋優君	復興推進課長	武藤亨介君
税務課長	小野純一君	町民課長	千葉昭君
保健福祉課長	伊藤義継君	農政商工課長	片倉剛君
参事兼地域整備課長	鎌田光一君	会計管理者	遠藤龍太郎君
学校教育課長	角田倫明君	社会教育課長	赤間良悦君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉 恭啓 次長 相澤 幸子 主事 上杉 琉日

---

議事日程第1号

令和5年5月9日(火曜日) 午前10時30分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2	会期の決定	
日程第3	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
日程第4	報告第2号	専決処分の報告について
日程第5	報告第3号	専決処分の報告について
日程第6	報告第4号	専決処分の報告について
日程第7	議案第45号	令和5年度大郷町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件  
議事日程と同じ

午 前 10時 30分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、こんにちは。

臨時議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

清々しい五月晴れのもと、快い季節を迎え、爽やかな風とともに新緑が目的一段と鮮やかに輝いてございます。令和5年度、新年度事業も既に1か月が経過いたしました。おかげさまで計画どおり事務事業も推移してございますことを御報告を申し上げ、皆様の変わらざる御協力に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

本町の春の農作業も既に本格的になってまいりまして、例年より早い田植えが実施されているようでありますが、今年も大型台風など来ないような、そんなお祈りをしながら豊作を願っているところであります。

そのような中、本日ここに令和5年第2回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、昨日5月8日以降、季節性インフルエンザと同様の5類に移行され、法に基づき行政が様々な要望や要請、関与する仕組みから、個人の判断に委ねられることになりましたが、引き続き感染防止対策をしっかりとした形で生活するようお願いするものであります。

本日、御提案申し上げます議案は、専決処分の承認を求めることについてが1件と、専決処分の報告についてが3件と、令和5年度一般会計補正予算（第1号）となっております。

以上、御提案させていただきます各議案につきまして、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、8番石川壽和議員及び9番和賀直義議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月9日提出

大郷町長 田 中 学

続いて2ページを御覧ください。

専決第1号 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により下記事件を専決処分する。

記

令和 4 年度大郷町一般会計補正予算（第 13 号）

令和 5 年 3 月 31 日専決

大郷町長 田 中 学

3 ページを御覧いただきます。

専決第 1 号 令和 4 年度大郷町一般会計補正予算（第 13 号）

令和 4 年度大郷町の一般会計補正予算（第 13 号）は次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 3 月 31 日専決

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては、3 月議会定例会において御可決をいただきました繰越明許費の補正になります。

年度末であり、議会を招集するいとまがないことから地方自治法 179 条の規定により、3 月 31 日付で専決処分を行ったものでございます。

続きまして 4 ページ、第 1 表繰越明許費補正にて御説明いたします。款、項、事業名、金額の順に御説明いたします。

まず 1. 追加です。

第 7 款土木費第 2 項道路橋梁費、道路維持管理事業 220 万円です。道路維持管理事業の中で、町道中村要害線のり面保護工事において地権者との協議等に時間を要したため、年度内完了が困難となったものです。完成予定は令和 5 年 6 月末となります。

第 5 項都市計画費、大窪城址公園樹木伐採事業 1,052 万 1,000 円です。大窪城址公園の安全確保のため樹木を伐採するものですが、文化財としての現場確認等に時間を要したため、年度内完了が困難となったものです。完成予定は令和 5 年 6 月末です。

次に 2. 変更になります。

第 7 款土木費、第 2 項道路橋梁費、補正前の事業名、道路新設改良事業 6,528 万 8,000 円から、補正後、事業名は同じで金額を 9,149 万 8,000 円に変更したものでございます。土橋明ヶ沢線など 5 件の道路改良工事の中で、年度内完了を見込んでおりました吉ヶ沢屋敷線道路改良舗装工

事において、地権者との協議等に時間を要したため、年度内完了が困難となったものです。

第10款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、補正前の事業名、公共土木施設災害復旧事業3億3,477万円から、補正後、事業名は同じで金額を2億8,809万2,000円に変更したものです。24件の災害復旧事業のうち、一部年度内完了となったこと等によるものでございます。

第3項農林水産施設災害復旧費、補正前の事業名、農業施設災害復旧事業2億12万7,000円から、補正後、事業名は同じで金額を2億2,099万3,000円に変更したものです。鶴田川沿岸土地改良区災害復旧事業において土地改良区との協議に時間を要したため、年度内完了とならなかったこと等によるものでございます。

以上で承認第1号の説明を終わります。御承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。はい、13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） はい。繰越明許の道路維持管理事業、あるいはまたあの、土木費、道路新設改良事業、あと農業施設災害復旧事業等において、聞きますと、理由を聞きますと地権者との協議が長引いたとかいろいろあったわけですが。農業施設災害に関しては土地改良区との協議云々という話あったんですが。これ地権者とか、地権者に関しては了解をいただいて工事に入っていると思うんですが、その辺どういう理由で協議が延びたのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 初めに答弁願います、地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。まず追加の土木費、道路橋梁費の道路維持管理事業に関しましては、こちら敷地乗り入れ口の位置等の関係上協議必要となった部分がございまして、その分が延期の理由でございます。

次に災害、失礼しました、変更の土木費、道路橋梁、道路新設改良事業、こちらにつきましては、こちら圃場乗り入れ条件、乗り入れ時期等に関して協議が必要となったもので、延長しております。

続きまして10款の災害復旧費、農業施設災害復旧事業、こちらに関しましては改良区と協議を進めている中で、一部完成しておるところもありますが、完成図書の提出に時間を要するため、その工事の負担分について令和5年度分の支払いということで改良区と協議済みとなったもので、こちらを延長しております。

以上です。

議長（石川良彦君） 地権者の分はいいんだね。はい、若生 寛議員。

13 番（若生 寛議員） まあ協議、地権者との協議というのはこれは大事なことかと思いますが。しかしながら繰越しするまでの時間を要するものなのかさ、その辺もう少し迅速に話し合いなどを進めていただきたいと思います。今後そういうことのないようお願いしたいんですが、その辺の見解を求めておきます。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。今回の事案につきまして協議等、議員おっしゃるとおり事前にしておくべきことであったものと承知しております。この辺も含めまして施工管理、こちらのほうを今後徹底していきたいと考えております。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい、11 番石垣正博議員。

11 番（石垣正博君） この土木費の都市計画費、都市計画費の中の大窪城址公園樹木伐採は延びたということではございますが、この現場確認のために延びたというような説明がございました。そして6月末までということでもありますけれども、文化財だからというような話もちらっと出た話なんです。どのようなもので延びたのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います、農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。文化財があるということで県と協議が必要ということになったこと、あと県と協議する中で工事終了してからの確認でもいいといったような県との問合せ、あと回答をもらうまでに時間を要したことで今回提案ということになりました。

以上です。

議長（石川良彦君） はい、石垣正博議員。

11 番（石垣正博君） この木材伐採、あとはいろいろな、なんだろうね、木の関係について管理をされていて、しっかりその辺は把握しているものではないかと私なりに感じるんですがね、それが特別な文化財が出てきて、それでどうにもならないんだというのなら別なんです。その辺はなぜなのかももう一度質問お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。文化財につきまして当初から分かっていたら工事が順調に進むとは思われますが、どうしても県の

ほうとやり取りが必要になってきますので、そこで時間を要することになっております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11 番（石垣正博君） そうするとそれができてからということではございますが、6月末のそれは間違いなく、それで決まるのか。その辺を教えてください。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。6月末では完了するように進めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい、12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） この追加変更両点でですが、期間がいつまで完了する予定なのかその辺。土木費も含めていわゆる追加変更ですね、五つの案件が、五つですか出ておりますが、この完了する時期を、都市計画については5年の6月末ということもあったんですが、改めてその辺の確認をお願いしたいと思います。

それからですが、一番最後の変更のですね、農林水産施設の災害復旧費について、農業施設災害復旧事業ということで約2,000万ほど増えているんですが、激甚災害が指定されたって、大郷町が指定されたことによってかえってこれ減ってくるのかなと思ってるんですが、その辺についての考え方ですか、いわゆる個人の負担が軽減されたというようなことがもう既に御案内しているというような話があったんですが、その辺と併せてですね、どのような関係になっているのかその辺詳しく説明を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います、地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） はい。まず工期のほうですけども、一部を除き12月中となっております。一部につきましては6月9月の部分もありますけども、ほぼ12月の工期となっております。

2問目の農林施設災害復旧費災害復旧事業に関しましての負担、こちら負担金になります。激甚災害ということで補助率が上がりまして、その分が自己負担は少なくなっておりますけども、土地改良区に支払う負担金ということでそちらも増えて、国の負担も増えてますので、そちらの増えた分を改良区に負担金として支払うということで増額になります。

以上です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） ほぼという表現でですね、ほぼ、期間ですがね、工事完了の。ほぼという表現されましたが、これ一つ一つみな違うと思うんですがね内容ね。そういう点で、ある程度こちらでいつまでやるんだと業者に確認することによって、逆に業者のほうのスピードアップも図られると思うんですよ。そういう点でほぼ 12 月というような表現になってくると業者もその言葉に甘えてですが、答弁でね、12 月までだからということで年度いっぱいかけても十分だというような対応もされてくると思うので、その辺慎重にですね、確認していつ頃までするのか、やっぱりつかむ必要があると思うんですが、もう一度答弁を求めたいと思います。

それからこの農林水産施設の災害復旧費について、特に農業施設災害復旧工事、これ改良区のある理事から聞きましてですね、大郷町はどちらかというと町でやるべきものも改良区に仕事お願いしているというように声が強いというように話聞いてるんですが、その辺についてどのような区分けされているのか、その辺問題ないのかどうか併せてお聞きしたいと思います。

それから補助金、いわゆるこれまで確か 6 割、3 割だったか 7 割、6 割 4 割だったか、いわゆる個人で 100 万以下とか各区長さんを中心にですね、調査して各個人が町で独断でやるという事業に取り組んだ経過があるんですが、その辺について激甚災害が改めて指定されたことによって変更されているのかどうか、その辺の割合、負担の割合がどう変わったのかその辺についてお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います、地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

まず 1 点目の工期の設定なんですけれども、こちらのほうは変更契約結んでおりまして、工期内に完了するよう各業者に指示してまいりたいと思います。

2 点目の改良区事業か町の事業かというところでございますが、その件については改良区と協議しながら行っておりますし、今後も協議してまいりたいと思います。

3 点目の、個人が工事したら町が補助金を出すという事業でございますが、こちらについては激甚指定されたものであっても変更はございません。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。



12 番（千葉勇治君） 激甚災害指定されたことによってね、それがいわゆる災害を受けた方々の負担が軽減されるというようなことも期待されていると思うんですが、結構そういう点でこんなに負担しなきゃいけないんだかやと、実際払う立場になってみるとね、大きいと。それが激甚災害を町が受けたことによって軽減されるのではないかという期待も持っているような方もあるんですが、そうしますと今の答弁聞きますと何らそれは影響ないと。全然個人の軽減にはならないというような考えの答弁だったんですが、そのようなことでいいんですか。おかしいと思うんですが。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。町で行う事業については、農地は行っておりません。農業施設災害ということで行っております。その分が補助率が增高されたということで、個人の農地に関しては対象外ということになります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

---

日程第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について

日程第 5 報告第 3 号 専決処分の報告について

日程第 6 報告第 4 号 専決処分の報告について

議長（石川良彦君） 次に、日程第 4、報告第 2 号、専決処分の報告について、日程第 5、報告第 3 号、専決処分の報告について、日程第 6、報告第 4 号、専決処分の報告についてを一括議題といたします。

提出者から報告第2号、報告第3号及び報告第4号について報告を求めます。税務課長。

税務課長（小野純一君） それでは、報告第2号について御説明いたします。議案書の5ページをお開き願います。

報告第2号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、大郷町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年5月9日提出

大郷町長 田 中 学

6ページを御覧ください。

専決第2号 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

#### 記

大郷町税条例の一部を改正する条例

令和5年3月31日専決

大郷町長 田 中 学

今回御報告します、大郷町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に国会で可決成立し、同日公布、原則4月1日から施行されたことを受けまして、令和5年度課税に支障を来さないよう、専決処分により対応したものでございます。

7ページの別紙を御覧ください。

改正内容です。

大郷町税条例（昭和36年大郷町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条の9から、9ページの第28条の6は、令和6年度から森林環境税の導入に伴う文言や様式、賦課、徴収方法の規定、項ずれ等の改正となります。

第29条、第30条は、法人町民税の納付様式追加によるものです。

第62条は、規則改正によるミニカー区分から3輪以上の特定小型原動機付自転車を除くものです。

第77条は、たばこ税の申告納付様式追加によるものです。

附則第6条は、肉用牛売却の事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を延長するものです。

附則第8条は、読替規定で法改正により条項ずれを改正するものです。

10ページをご覧ください。

附則第8条の3は、わがまち特例で、大規模修繕等のマンションに対する減額措置を受けようとする者が申告する際の規定を設けるものです。

附則第8条の4は、令和2年7月豪雨に係る固定資産の特例の適用を受ける者が申告する際の規定を設けるものです。

12ページ、下から8行目になります。

附則第13条の2から14条の2は軽自動車税の環境性能割、種別割の特例措置等の規定の改正です。

13ページ、下から5行目になります、

附則第15条の2は、優良住宅地造成のための土地の長期譲渡所得に係る町民税課税特例措置を延長するものです。

附則第24条は新型コロナウイルス感染症特例法の改正に伴う文言の改正となります。

14ページを御覧ください。

附則として、第1条は施行期日について規定しており、改正条例は原則令和5年4月1日から施行するものです。ただし、各号に掲げる規定につきましても、それぞれ定める日からの施行となります。

第2条は町民税、第3条は固定資産税、第4条は軽自動車税に関し、それぞれ経過措置の適用関係について規定したものです。

以上で大郷町税条例の一部を改正する条例の報告を終わります。

続きまして報告第3号、議案書の17ページをお開き願います。

報告第3号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年5月9日提出

大郷町長 田 中 学

18ページを御覧ください。

専決第3号 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

#### 記

大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
令和5年3月31日専決

大郷町長 田 中 学

今回御報告します、大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布、原則4月1日から施行されたことを受けまして、令和5年度課税に支障を来さないよう、専決処分により対応したものでございます。

19ページの別紙を御覧ください。

改正内容になります。

大郷町国民健康保険税条例（昭和30年大郷町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書き中、20万円を22万円に改めるもので、後期高齢者支援分の課税限度額の規定となっております。

第23条第1項中、20万円を22万円に改め、軽減判定所得基準額の5割判定基準額28万5,000円を29万円、2割判定基準額52万円を53万5,000円に改めるものです。

第23条の2は、項ずれによる整備、第24条の2第2項は、申請時の確認書類についての規定、附則第3項から第5項、第7項から第10項、第13項及び第14項については、第23条の改正に伴う規定の整備となります。

次に附則です。

第1条は施行期日を規定しており、令和5年4月1日から施行するものです。

第2条は適用区分について規定しており、この条例による改正後の大郷町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税は、なお従前の例によるものとするものです。

以上で大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告を終わります。

続きまして、議案書の20ページをお開き願います。

報告第4号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、大郷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年5月9日提出

大郷町長 田 中 学

21ページを御覧ください。

専決第4号 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

大郷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

令和5年3月31日専決

大郷町長 田 中 学

22ページを御覧ください。

今回御報告します、大郷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につきましては、省令の一部改正に伴い、省令の施行日に合わせ、専決処分を行ったものでございます。

改正内容になります。

大郷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年大郷町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中、令和5年3月31日を令和7年3月31日に改めるものです。この改正により令和7年3月31日までに基本計画の同意が行われ、対象施設等を設置した事業者に対して、3年間固定資産税を免除することができることとなります。

附則として、令和5年4月1日より施行し、施行日以後に新設または増設される施設について適用し、施行日以前に新設され、または増設された施設については、なお従前の例によるものです。

以上で大郷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で報告第2号、報告第3号及び報告第4号の報告を終わります。専決処分の報告でありますので、報告のみとなります。

日程第7 議案第45号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第7、議案第45号、令和5年度大郷町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） それでは、議案第45号、一般会計補正予算第1号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第45号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度大郷町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,500万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月9日提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算でございますが、食費等の物価高騰に伴い、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る予算について、早急に支給する必要があるため、計上したものでございます。歳入では、補助事業見合いの国庫補助金を計上しております。

3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正により、款、項ごとに内容を御説明いたします。

まず歳入です。

15款国庫支出金、第2項国庫補助金500万の増額補正です。低所得者の子育て世帯に対する、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る補助金の増額です。補助率は100%になります。

歳入補正額合計500万円の増額となります。

続きまして4ページを御覧いただきます。

歳出です。第3款民生費、第2項児童福祉費500万円の増額補正です。低所得者の子育て世帯に対する、子育て世帯生活支援特別給付金事業費に係る給付金及び給付に関する事務所経費の増額でございます。低所得

者の子育て世帯が対象となりまして、対象となる世帯につきましては18歳未満1人5万円を給付するものとなります。

歳出補正額合計500万円の増額です。

以上、補正前の予算額55億7,000万円に、歳入歳出とも500万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ55億7,500万円とするものです。

以上で議案第45号、一般会計補正予算（第1号）につきましての提案理由の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。はい、12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先ほど全協の中ですね、8%という数字が、いわゆる対象にしたという答えが、答弁があったと思うんですが、この8%という答え、説明というのは、それで90人というような内容、予定ということでお聞きしたんですが、世帯に対する8%ということで理解していいんですか。その辺確認しておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います、町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 100%という意味でございますか。（「8、8%」の声あり）8%。まず今回の支給につきましては支給額が5万円、対象児童の見込数が90人で、5万掛ける90人ということで450万円のほうを計上してございます。中身につきましては、まず令和4年度にこの給付金のほうの給付の支給の対象になった児童数が55名で、さらにプラスとして令和5年度新たに住民税の非課税になる世帯のお子様はその約半分くらいということで28名を見込んでございます。そのほかに家計の急変の児童を7名で、合計で90名というような見込みとしております。

議長（石川良彦君） はい、千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ですから、世帯数ですね、90名ということは1人2人子供持っていると思うのでね、世帯数でどうなるのかなと。何を聞きたいかということ、早い話がいわゆる低所得者に対象になる90人の世帯、何世帯くらいあるのかなと。全体の中で何世帯くらいがいわゆる低所得者に、世帯としてこの子供、低所得の子育て世帯というんですか、世帯数をお聞きしたかったんです。全体の、いわゆる子育て世帯が幾らあってその中で低所得と認定する、町で今回90人認定するその世帯数が幾らくらいなるのか。その辺の状況をまずお聞きしながらですね、そのことに対して町長はどのように考え方として、具体的にそれをどのようにして今後、いわゆる低所得者をもっともっと所得上げるための努力をどのよ

うな形でやっていくのか、その辺まで含めてお聞きしたかったんです。それで世帯数をお聞きしたいということです。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 今回の資金に対しましては、あくまで児童の数ということで90名のほうで計上をしております。世帯数でありますと、大体今のところ二、三名というところからすれば、1世帯が2人ないし3名というところからすれば、二、三十世帯くらいではなかろうかというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） はい、千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） であれば18歳未満の子供ということですから、その中で18歳未満の子供何人いるのか、逆に言えばね。18歳までに達する、18歳以下の子供が何人いてその中で90人ということはおのずから割合が出てくると思うんです。それが大郷町の、いわゆる低所得する世帯、世帯というか人数だと思うのでね。結構それが他の自治体に比べてどうなのか、結構多いと思うんですがその辺についてどのように分析されているんですか。それをお聞きしておきたいと思います。併せてですが、町長その分析結果ですね、大郷が例えばレベルが問題あると、かなりほかよりも低所得者が多いということになれば何らかの対策を講じる必要があると思うんですが、その辺について町として独自の考えを持っているのかどうか併せてお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います、町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。まず分母となります18歳、対象となる人数のほうまで数字拾ってございませんでしたので、こちら改めまして数字のほう拾いまして、御報告させていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） ということで分からないそうです。あとから示すということでございます。

町長、低所得者世帯に関する所管を求められてますが。はい、答弁願います、町長。

町長（田中 学君） はい。まちづくりは家づくりだと。私は常にそう思っているんですが、なかなか町のこのような厳しい財政環境で、いかにして大郷町で住むことが得のある町なのかと。得のある町にするためにはどうあるべきなのかということを日々考えておりますが、やっぱり、ない袖は振れないということからすれば、この低所得世帯をもう少し下げ、下げても耐えられる町にならなければならないということで、新し



い事業を取り組みながら、国に頼らなくてもやればできるという、学校給食の問題だってそうですよ。これをやりたくて私も自分の報酬半分にしても取り組んだ、それが結果としてできた、今やそれが日常的に各課努力して、町の持ち出し、父兄に負担かける分くらいは捻出している、そういう、やろうとすればできるものと、いくらやりたくてもできないものとありますが、この問題についてはもう少し、新しい定住者を増やすためには、その辺まで踏み込んでいきたいなと思っている、思いを申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第45号、令和5年度大郷町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決されました。

---

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和5年第2回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午 前 11時 17分 閉 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員